

江津市週休2日工事要領（農業農村整備工事）

（趣旨）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、休日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

当要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために週休2日に取り組む工事（以下、週休2日工事）の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

（定義）

第2条 「週休2日工事」における「週単位の週休2日」とは、対象期間の全ての週において、曜日を問わず1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所週単位の週休2日）をいう。ただし、受注者の責によらず1週間に2日以上現場閉所ができない場合は、翌週以降に振替日を設けることができる。

2 「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位の週休2日）をいう。

3 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間のうち非対象期間を除いた期間をいう。

4 「非対象期間」とは、次に該当する期間を含む1週間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。

① 工期の始期日から工事着手日までの期間

金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
始期日から着手日までの期間							着手日					
非対象期間										→ 対象期間		

※「工期の始期日」とは契約上の着手日である。

② 年末年始6日、夏季休暇3日の期間

金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
							工期末の20日前までの期間					
対象期間 ←			非対象期間									

③ 年末年始6日、夏季休暇3日の期間

金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
			年末年始6日									
対象期間 ←			非対象期間							→ 対象期間		

④ 工場製作のみの期間

月	火	～	日	月	～	木	金	土	日	月	火	水
工場製作のみの期間等												
非対象期間										→ 対象期間		

※週をまたいで非対象期間となる場合の例

- ⑤ 工事全体を一時中止している期間
- ⑥ 発注者が週休2日の対象外とする期間

5 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

(対象工事)

第3条 江津市農林水産課が所管する農業農村整備工事及び下水道課が所管する農業集落排水工事を対象とする。

(発注方式)

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。

2 「発注者指定型」

発注者が、発注時から受注者に対して「週休2日工事」の実施に取り組むことを指定する発注方式である。

3 「受注者希望型」

受注者が、工事着手前に発注者と協議し、「週休2日工事」の実施に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
 - 例1) 緊急的、時間的制約があるもの
 - 例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事
- (3) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの

また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。

「週休2日交替制工事」における「週単位の週休2日」とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上（以下、交替制週単位の週休2日）の休日を確保する工事のことをいう。

「週休2日交替制工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上（以下、交替制月単位の週休2日）の休日を確保する工事のことをいう。

「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。

（実施方法）

第5条 発注者は、設計図書に「江津市週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。

- 2 受注者は、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。
- 3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。
- 4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。
- 5 その他実施にあたっては「江津市週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

（工事成績評定）

第6条 工事成績評定については、江津市工事成績評定要領による。

（工事費の積算及び設計変更）

第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所月単位の週休2日の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。

なお、週単位の週休2日を達成した場合は、精算時に週単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日を達成することが出来なかった場合は、補正なしとして変更するものとする。

2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したものについては、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。

3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

(実施確認)

第8条 受注者は、対象期間終了後、速やかに現場閉所または休日率の実績が確認できる資料（別紙「週休2日工事 休日取得実績書（参考様式）」参照）を提出すること。翌週以降に振替日を設けたうえで現場閉所週単位の週休2日を達成した場合は、備考欄等に振替日を設けた理由を記載すること。また、監督員は、その理由が受注者の責によらないものであるかを確認すること。

なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員等から求められた場合に提示すること。

(履行証明書)

第9条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、月単位の週休2日以上現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

(提出書類の虚偽)

第10条 提出された休日等取得実績表または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

附則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施工する。

この要領は、令和7年10月1日から施工する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。

(1) 現場の閉所または休日状況

① 週単位の週休 2 日

対象期間の全ての週で、現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率^{※1} 28.5% (2日/7日) 以上の場合。

ただし、地元対応、天候や災害等の受注者の責によらない理由により 1 週間に 2 日以上現場閉所ができない場合は、振替日を翌週以降とすることができる。

また、1 週間の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の 4 週 8 休

対象期間において、全ての月で現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率^{※2}が 28.5% (8日/28日) 以上の場合。ただし、週休 2 日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位 4 週 8 休 (28.5%) 以上を達成しているものとみなす。

※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数/従事日数^{※2}の割合の平均値をいう。

※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して 1 ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。

(2) 補正係数

1) 週休 2 日工事

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
① 現場閉所週単位	1.02	1.02	1.03
週休 2 日	(1.02)	(1.05)	(1.06)
② 現場閉所月単位	1.02	1.01	1.02
週休 2 日	(1.02)	(1.04)	(1.05)

- ・市場単価方式による積算にあたっては、別表 1 に示す補正係数を乗じるものとする。
- ・土木工事標準単価による積算にあたっては別表 2 に示す補正係数を乗じるものとする。
- ・下段()書きの数値は、土地改良事業等請負工事積算基準(土木工事)を適用する工種(ほ場整備工事、農用地造成工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路

工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、管更正工事、畑かん施設工事、干拓工事、海岸工事、コンクリート補修工事、ため池工事、その他土木工事（１）、その他土木工事（２）、フィルダム工事、コンクリートダム工事）

２）週休２日交替制工事

	労務費	現場管理費率
① 交替制週単位 週休２日	1.02	1.03
② 交替制月単位 週休２日	1.02	1.02

- ・市場単価方式による積算にあたっては、別表１に示す補正係数を乗じるものとする。
- ・土木工事標準単価による積算にあたっては別表２に示す補正係数を乗じるものとする。

江津市週休2日工事特記仕様書（農業農村整備工事）

本工事は、江津市週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。

1 定義

- (1) 「週休2日工事」における「週単位の週休2日」とは、対象期間の全ての週において、曜日を問わず1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所週単位の週休2日）をいう。ただし、受注者の責によらず1週間に2日以上現場閉所ができない場合は、翌週以降に振替日を設けることができる。
- (2) 「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位の週休2日）をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間のうち非対象期間を除いた期間をいう。
- (4) 「非対象期間」とは次に該当する期間を含む1週間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。
 - ① 工期の始期日から工事着手日までの期間
 - ② 工期末の20日前までの期間
 - ③ 年末年始6日、夏季休暇3日の期間
 - ④ 工場製作のみの期間
 - ⑤ 工事全体を一時中止している期間
 - ⑥ 発注者が週休2日の対象外とする期間
- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

2 実施方法

- (1) 受注者は、契約後、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。
- (2) 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。
- (3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

3 実施報告

- (1) 週休2日工事
受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。
なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、江津市週休2日工事要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。
- (2) 週休2日交替制工事
受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。
なお、休日取得状況表の提出にあたっては、江津市週休2日工事要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。

4 工事費の積算及び設計変更

発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に現場閉所月単位の週休2日の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。

なお、週単位の週休2日を達成した場合は、精算時に週単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日を達成することが出来なかった場合は、補正なしとして変更するものとする。

発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、江津市週休2日工事要領別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

5 履行証明書

受注者は（2 実施方法）により週休2日に取り組み、月単位の週休2日以上現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休2日工事履行証明書（様式2）により、発注者に履行証明を求めることができる。

6 提出書類の虚偽

提出された休日等取得実績表、または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

週休2日工事要領についてのQ&A（農林水産部編）

2025-10

【現場閉所・交替制共通】

Q		A	発注者指定型	受注者希望型
① 積算方法について	1	当初発注時は積算システムにおいてどの補正を行えばよいか。	「13 現場閉所(月単位)」を選択して発注してください。	「01 補正しない」を選択して発注してください。
	2	工場製作期間は対象期間に含まれないが、週休2日工事の補正は行うのか。	工場製作は週休2日工事の補正を行いません。	左と同じ。
	3	施工箇所が点在する工事において週休2日工事に取り組む場合、施工箇所ごとに現場閉所率または休日率を算定し、補正を行うのか。	施工箇所ごとに判断するのではなく、1契約単位で現場状況を確認し、補正を行ってください。	左と同じ。
	4	見積で歩掛を設定している場合の補正方法は。	週休2日でない場合の見積仕様を示した上で見積を行っていて、歩掛内の労務費・機械経費（賃料）の区分が明確である場合は、要領記載の積算方法に基づく補正を行うことができます。	左と同じ。
② 実施方法	5	施工に必要な実日数が1日のような工事でも、対象となるか。	対象となります。	左と同じ。
	6	対象外となる「(2) 主たる業務の契約数量を日単位としており、その日数が4週8休以上を確保している業務」はどのように判断するか。	—	主たる業務が道路パトロール業務の場合で、以下に該当する場合は対象外とします。 $\frac{\{\text{工期日数}-\text{契約数量(日)}\}}{\text{工期日数}} = 28.5\% (8日/28日) \text{以上}$
	7	受注者希望型の工事で「週休2日工事」の実施に取り組まないことを選択した場合、週休2日を確保する必要はあるか？	—	「週休2日工事」の実施に取り組まないことを選択した場合であっても、週休2日の確保は、働き方改革の趣旨から重要と考えています。 工事内容や受注者の判断による部分ではありますが、可能な限り、通期の週休2日は確保するよう、現場の工程調整に努めていただくようお願いします。 なお、達成状況に関わらず、評定上の減点はありませんが、持続可能な労働環境の実現に向けた取り組みとして、ご理解・ご協力をお願いいたします。
	8	対象工事を受注し、達成できなかった場合、成績評定での減点はあるのか。	成績評定での減点措置は行いません。	左と同じ。

週休2日工事要領についてのQ&A（農林水産部編）

2025-10

【現場閉所・交替制共通】

Q		A	発注者指定型	受注者希望型
② 実施方法	9	工事全体を一時中止にする期間は対象期間に含まないとあるが、建設工事積算基準に記載の算定方法に基づき、一時中止の増加費用等を算出する場合には、週休2日工事の補正は行うのか。	建設工事積算基準の「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について」の算定方法による費用算出を行う場合、算出に用いる土木一般世話役（R）には週休2日工事の補正を行いません。また、積上げ費用（α）に週休2日工事の補正は行いません。	左と同じ。
③ 対象期間の設定及び現場閉所（休日）の取り扱い	11	電柱移転等や地元調整等で着工に遅れた場合や施工が出来ない期間があった場合の取り扱いはどうしたら良いか。	その原因を明確にし、必要に応じて適切に対応して下さい。なお、受注者に責がない場合は下記のいずれかの取扱いとすることができます。 ①工事が動いていない期間が明確である場合は、当該期間を対象期間から控除することが出来る。 ②受注者が計画した休日を振替える場合は、対象期間から外さずに休	左と同じ。
	12	工事着手日とはいつのことか。	工事の場合、現場事務所等の設置、または測量を開始した日を言います。また、維持管理業務等の履行期限があらかじめ決められている業務の場合は、現場作業を開始した日を言います。	左と同じ。
	13	工事完成日とはいつのことか。	工事の場合、工期末の20日前までの期間を言います。また、維持管理業務等の履行期限があらかじめ決められている業務の場合は、現場作業が完了した日を言います。	左と同じ。
	14	工期末より早期に工事が完了した場合や工期延期した場合、対象期間はいつまでとなるのか。	いずれの場合も、工事完成通知書提出日の20日前までの期間を対象期間とします。	左と同じ。

週休2日工事要領についてのQ&A（農林水産部編）

2025-10

【現場閉所】

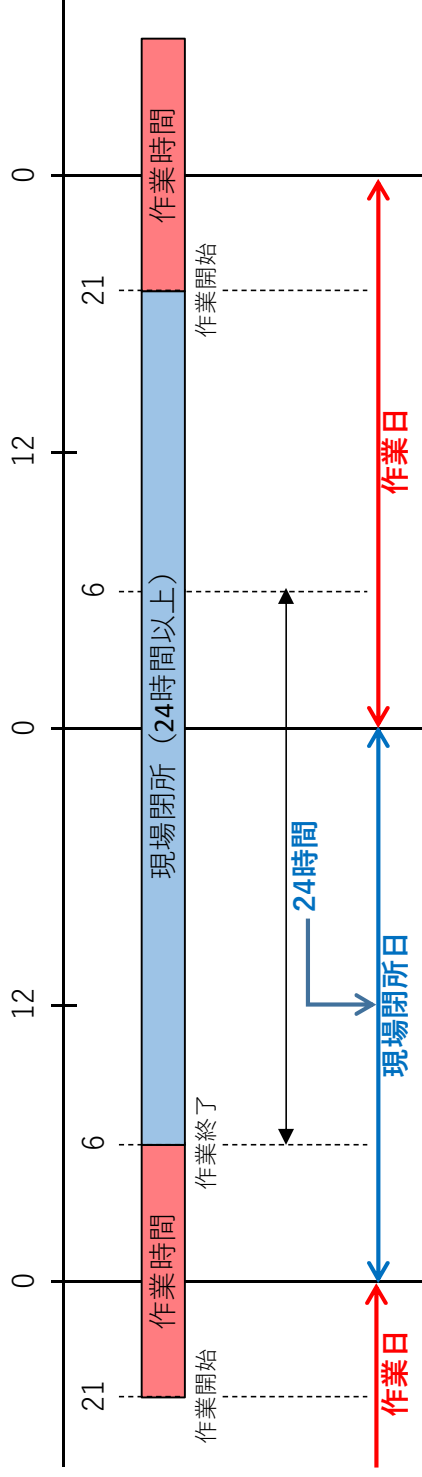
Q		A	発注者指定型	受注者希望型
① 達成状況の確認について	1	週単位の週休2日において、緊急作業等により休日を翌月以降に振り替える場合など週単位の週休2日を達成したが月単位を達成していない場合の補正はどうか	「週単位の週休2日」の補正係数で補正します。	左と同じ。
	2	月単位の確認において、例えば10月21日が工事着手日の場合、10月31日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか？それとも11月21日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか？	10月21日から工事着手した場合、10月31日までをひと月として週休2日の達成を確認します。その際達成の確認方法は、その期間の28.5%で確認するか、もしくはその期間の土日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなします。 なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。	左と同じ。
	3	月単位の確認でその月の土日の合計数休んでいるにも関わらず28.5%を達成できない月は未達成になるのか？（例えば31日の内8日休み→25.8%）それが対象期間を通して続く場合も未達成になるのか？	月単位での達成の確認方法はその月で28.5%以上達成しているか確認する方法と、その月において土日の合計数以上休工としているか確認する方法のどちらかで確認してください。	左と同じ。
② 対象期間の設定及び現場閉所（休日）の取り扱い	4	非対象期間の考え方は「月単位の週休2日」と「週単位の週休2日」で共通か？	共通である。	左と同じ。
	5	現場閉所の例外として「現場管理上必要な作業」とは、具体的にどのようなことなのか。	現場の管理上必要な作業とは以下のような作業です。 ・巡回パトロールや保守点検 ・コンクリート養生等の品質確保上最低限の作業 ・交通誘導警備 ・その他、監督職員が必要と認めた作業	左と同じ。
	6	現場代理人や作業員が、現場閉所日に他の現場作業（施工や除雪業務等）をしていた場合も現場閉所となるのか。	現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」としているもので、現場閉所として取り扱ってください。本要領は、現場閉所率を経費の補正や評価の指標としており、受注者の従業員の働き方を縛るものではありません。しかしながら、本要領の趣旨を踏まえて従業員が休日を確保できるよう配慮願います。	左と同じ。
	7	施工の準備のために、対象工事現場内の除雪作業のみを実施した場合には現場閉所として扱えるのか。	仮設備点検等のための必要最小限の除雪を超えるものについては、現場作業と見なします。	左と同じ。

		A	発注者指定型	受注者希望型
Q				
現場閉所(休日)の②対象期間の設定及び取り扱い	8	一般交通を供するために行う現場内除雪のみを行った場合は現場閉所として扱えるのか。	一般交通を供するために行う除雪作業等の安全確保作業のみの場合は現場閉所とみなします(一般交通と関係のない現場内の除雪作業は現場閉所としない)。	左と同じ。
	9	2交替工事の場合の現場閉所日の考え方は。	2交替工事の2の組が翌早朝に行う作業(後片付けを含む)完了後、24時間以上の現場閉所が認められる場合に現場閉所日扱いとします。(夜間工事・2交替工事の事例を参考)	左と同じ。

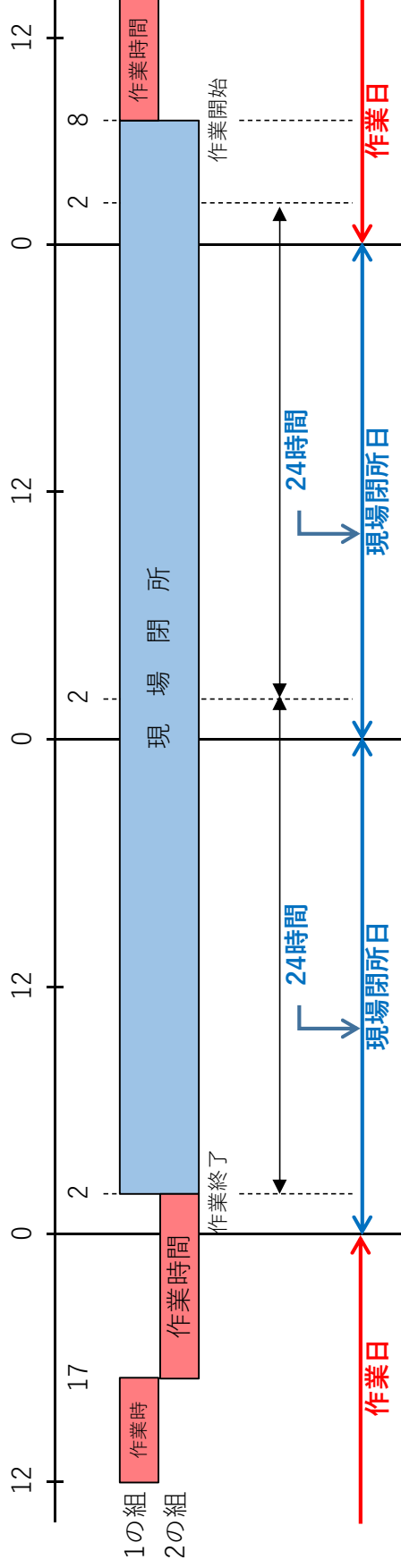
		A	受注者希望型
Q			
② 実施 方法	8	監理技術者は専任の者でなければならないのか。	専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。
	9	平均休日日数の割合（休日率）の算出は、休日確保の確認対象者全体で休日率を算出しているが、補正対象は全ての労働者等が対象となるのか。 また、職種の定義・作業内容に技術及び技能の記載がない職種も休日確保の確認対象及び補正対象となるか。	貴見のとおりです。ただし、補正対象は公共工事設計労務単価（51種）および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工であり、それ以外の労務単価は補正対象となりません。
	10	公共工事設計労務単価（51種）以外の技術者等を施工体制台帳へ記載することを発注者が指示した場合、確認対象となるのか。 また、補正対象となるのか。 （例：測量業者など）	必要資料の提供の有無にかかわらず、測量業者等については確認対象となりません。 確認対象は、施工体制台帳上の元請・下請の技術者・技能労働者としておりますが、測量業者等は公共工事設計労務単価（51種）および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工に該当しないため、確認対象として扱わないこととなります。

夜間工事・2交替工事の事例

1. 夜間工事の場合



2. 2交替工事の場合



(別紙 様式1)

令和 年 月 日

江津市長 様

(会社名)
現場代理人
(氏 名)

週休2日工事(受注者希望型)の実施希望について

工 事 名 :

週休2日工事の実施希望について、下記の通り報告します。

記

1. 希望します

- ・週休2日工事
- ・週休2日交替制工事

2. 希望しません

(理由:複数回答可)

- ・事務手続に手間がかかる
- ・自社都合により工事期間を短縮する必要がある
- ・下請け会社の休日調整が困難
- ・現在の補正係数では赤字となる
- ・人力的に社内体制が整っておらず、休日作業の必要がある
- ・当初発注の工期では週休2日を確保することが困難
- ・その他(以下に具体的に理由を記入)

--

※希望の有無、理由の該当するものに○を記入のこと。

(様式2)

週休2日工事履行証明書

令和 年 月 日

(発注機関の長) 様

(受注者名)

貴県発注の下記工事について、週休2日工事の実績を証明願います。

工 事 名 :
工 事 箇 所 :
工 期 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
竣 工 検 査 日 : 令和 年 月 日
受 注 者 名 :

週休2日の実績内容 : ○○○○以上

※○に下記を参考に該当の文言を記載する。

- ①現場閉所完全週休2日(土日)以上
 - ②月単位4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)
 - ③交替制完全週休2日以上
 - ④月単位4週8休以上(交替制28.5%以上)
- 下線部分は該当内容を記載後、行を削除すること。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(証明者)

(証明する機関の長) 印

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	週単位	月単位	週単位
鉄筋工（太径鉄筋含む）		1.02	1.02	1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接工）		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
木材チップ植生基材吹付工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工	植樹	1.02	1.02	1.02	1.02
	剪定	1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設 及び支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01

※「木材チップ現地破碎工」、「大型ブロック工」については、「建設工事積算基準第15編（単価）」による。

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	週単位	月単位	週単位
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームプラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

※「ペイント式(手動)」については、「建設工事積算基準第15編(単価)」による。